

政治資金の流れを 国民の監視下に

安福謙二
弁護士

尾立源幸
尾立・村形会計事務所

小川真人
公認会計士

林南平
マッキンゼーアンドカンパニー



やすふく・けんじ

1972年東京大学経済学部卒78年より弁護士。
公益法人をはじめとして幅広い分野を専門とし
ている。



おだち・もとゆき

1963年生まれ。1987年慶應義塾大学経済学
部卒。アーサーアンダーセンを経て、94年より尾
立・村形会計事務所。産業医科大学で非常勤
講師、主に著書「決算書の読み方」など多数。



はやし・なんぺい

1974年生まれ。1996年東京大学経済学部卒
業後、日本興業銀行入行。2000年より現職。
現在公認会計士となる資格を有している。



おがわ・まひと

1983年慶應義塾大学商学部卒。1990年より
公認会計士。現在新日本監査法人にて、日本
ならび海外の金融機関に関する会計監査、特
別監査、リスクマネージメント等のコンサルティ
ングに従事する。米国会計基準にも精通してい
る。

加藤紘一氏や田中真紀子氏に関する一連の事件は、政治資金の流れの不透明さを浮き彫りにした。改正政治資金規正法では、不透明になりがちな企業からの献金を規制し、年一度の収支報告義務も課したが、逆に「多くの抜け道」を生み出し、結果的に今回の事件が起きるきっかけとなった。今回の座談会では、現役の弁護士・公認会計士が一同に会し、法律・監査という2つの視点から、改善策を検討した。

「政治責任」と「刑事責任」 は分けて考えるべきだ（安福氏）

工藤 秘書の「名義貸し」や事務所経費の私的流用など、ここ数ヶ月の間にいくつもの政治事件が連鎖的に発生しましたが、皆さんはそれぞれどのようにごらんになりましたか。

安福 一連の事件では、政治家の「法律違反」という問題と、「政治責任」の問題とが、ごちゃ混ぜに議論されている気がす

る。二つの問題は分けて考えるべきです。「政治責任」は法律でいう「刑事責任」とは全然性質の違うもので、政治家としての倫理観、モラルが問われるという面がある。マスコミは、まずそういった論点の「ふるい分け」をすべきだと言いたい。少なくとも、評論家や知識人と呼ばれる人たち、あるいは政治家のなかでもそれなりの立場にある人は、論点をきちんと絞った議論をしてくれないと困る。

工藤 まず、法律の専門家としての立場

から、加藤紘一氏の事件についてお話しただけですか。

安福 加藤さんの発言を聞いていて、この人は法規範をわかっていない人だったのかと思い、ショックを受けました。彼は今まで「リクルート事件」や「共和事件」など大きな疑獄事件への関与が噂されながら、なんとか決定的なピンチを逃れてきました。その理由は、「刑事責任」を問われなかったことです。しかし、それは明らかにおかしい。自民党の幹部たちは、鈴木宗男さんの進退についてコメントを求められると、「彼はまだ刑事的責任を問われたわけではない、それなのに政治責任があるとして議員辞職を迫るのはいかがなものか」と口を揃える。一度でも刑事責任を問われたら、もう政治家として論外なんだから議員辞職すべきだ、というなら理解できなくもありませんが、刑事責任を問われていないから政治責任も問うべきでないというのでは納得がいかない。

工藤 イギリスでは、政治家が刑事事件を起こしたら、議員辞職に直結するんです。そもそも、疑いがあった段階で離党するのが普通なんです。ところが日本では、鈴木さんがいまだに議員として残っている。こういう実態をどう変えていくのが望ましいと思いますか。

安福 政治家に限らず、日本の法律体系全般に共通することだけれども、日本人は主観的な要素に非常にこだわる。政治家が違法行為をした時の処分でも、やはり同じことが言えます。違法行為の動機まで参考にするとなると、本人の主観性、あるいは

それを受けとめる国民側の評価が入り混じる。そうすると、どうしても政治的かけひきが出てくる。それを避けるためには、ある程度客観的な指標を導入せざるを得ない。「ルールの明確化」が不可欠になってくると思うんです。

もう1つ、加藤さんの国会における発言、あるいは弁護士の発言を聞いていて、いくつか考えさせられることがあった。例えば、政治資金規正法に触れるかどうかを総務省に尋ねたと加藤さんは言っていましたね。「こういう資金処理をしたら政治資金規正法に触れるかね」と総務省に尋ねたら、「触れない」と言われたとか。片山総務相が「そんなことを総務省が答えるわけがない、そういう記録もない」と反論したので、参考人喚問のときにはいくぶん控えめな発言に変わっていましたが、加藤さんの発言はおかしいと思った。加藤さんは政治資金規正法を立法した当事者でしょう。法律をつくるどころか、彼は法案が審議されていたとき、幹事長、政調会長などの非常に重要な立場にあったのだから、かなり突っ込んだ議論をしてきたはず。その本人が、自分の行っている政治資金処理のやり方が法律的にどのように評価されるかを行政当局に聞くというのは、どういう感覚なのか。

僕らは弁護士として裁判にかかわっていますが、法律解釈で悩むことはしょっちゅうです。そういうとき、学者の学説を一生懸命調べたり、判例集を調べたりしますが、もう1つ重要な法律解釈のときに僕らがやるのは、立法者がどういうことを議論していたのか、立法当事者は何を目的と

してこの条項をつくったのかということ、かなり突っ込んで調べるわけです。中でも国会質疑はよく読むものの1つ。日本の場合、ほとんどの法案が政府提案によるものだから、省庁の関係部局の人が国会に政府委員として出てきて、一生懸命説明します。大臣から説明があったりもしますよね。国会議員が、何を目的として、何を意図して、こういう表現にしたのか、何でこういう改正をしたのか、当時の質疑録に克明に記されている。僕らはそれを読んで、ああそうか、立法の当局者はこういうことを考えていたんだ、だとすると、この条文はこういう解釈に使うのは適切でないとか、この射程距離に入るんじゃないか、もっと突っ込めないかと考えるわけです。学者も基本的には同じことをしていると思います。

そういう意味でいうと、政治資金規正法というのは政治家自らを縛る法律なんだから、他の法律よりさらに関心をもって審議したはずですよ。一歩下がっていうなら、加藤さんは法律判断について自分自身で考えもしなかったのか。倫理観や政治感覚うんぬんの前に、そういう政治家の無知蒙昧さに対するショックを感じました。

「政治家にも税務上のルールを公平に適用せよ」(小川氏)

工藤 事務所経費の不正流用についてはどう思いますか。

安福 私が聞く限りでは、加藤さんは部屋を3つもっていたといいます。1つは政治

資金団体が使っていた部屋で、名義は佐藤三郎氏。残り2つは加藤さんがプライベートに使っていたと言われている。でも、そのうち一方には、いわゆる夜回りの記者とか、役所から来る官僚を入れていたようです。もう1部屋も、プライベートとして借りていたとはいえ、政治活動に使うことはあったでしょう。だから、加藤さん名義の2部屋も、まるまるプライベートスペースだったとは思っていない。けれども、2部屋ともまるまる政治資金から支出していたというのを聞くと、彼の感覚を疑ってしまう。加藤さんはプライベートな部分とオフィシャル（パブリック）な部分を分けて考える感覚を失ってしまったのではないか。会社にたとえれば、社長が家族で飲み食いする部分と、会社で従業員のために使っている部分とがごちゃ混ぜになっている状態です。そういう「公私混同」が日常的に社会で問題になっているということ、加藤さんが知らなかったはずはない。

尾立 企業会計であれば、役員の社宅の費用をどれだけ負担したかとか、自宅のうち個人事務所の割合はどのくらいとか、いろいろ規定があるんですが、政治家にはそういったルールがない。例えば税務上であれば、全体を100%とすると、70%は個人の生活の場所だから、使用実態に応じて30%は経費処理することができる。ところが、政治家は「24時間すべてが仕事だ」などと言って、100%経費で落とそうとする。しかし、そんなムチャな論理はもはや通用しないと思います。

小川 そうそう。企業の経営者が、24時

間会社のことを考えているから全部経費にしてくれ、といってもダメですね。税務上大切なのは、「公平性の原則」。百歩譲って、政治と企業経営は別だとしても、少なくとも個人が飯を食って寝るといふ部分は共通です。そういった個人の部分に関しては、たとえ政治家でも課税できる。原則として、個人に課されている税務上のルールは、政治家にも同じように適用すべきだと思います。

林 例えば、「自宅はきちんとありますが、政治活動のためにどうしても南青山にマンションが必要です。どうしても遅くなりますから、自宅とは別に、政治活動のためにマンションを借りました。もちろん寝泊まりも必要です」という政治家がいた場合、税務上は経費として認められないんですか。

工藤 麹町に議員宿舎があるじゃないですか。

小川 どのくらいの割合かはさておき、どこに住んでいても必ず個人の部分はありますよね。先ほど申し上げた、飯を食って寝るといふことのように。だから、その部分は「公平性の原則」に従って、一般の企業・個人と同じように所得税を払ってくださいということ。もし、私どもの住居の部分も全部経費にしてい、例えば公認会計士も24時間すべてが仕事だから所得税から控除してい、ということになれば話は別ですが。

安福 そもそも、政治資金だったものを自宅の家賃に回した瞬間、それは個人の所得になるわけです。加藤さんはおそらくそ

のぶんの税金を払っていないから、今後、所得税法違反を問われる可能性があるでしょうね。しかし、なによりもまず、政治資金を自分の所得にする行為自体が、政治資金規正法上どう扱われるかという議論をせねばなりません。非課税という大きな特典がある政治資金を、プライベートに利用することが許されていいわけがありませんから。

「国庫から出る秘書給与はあくまで秘書本人のものだ」(安福)

工藤 加藤氏の問題はよくわかりました。次に、田中真紀子氏の秘書給与流用疑惑について、どのようにお考えですか。

安福 はっきりさせなくてはいけないのは、国民の税金から支出されている秘書給与は、公設秘書本人に対して払われているのであって、「越後交通」に払われているわけではないということ。本人が秘書給与を受け取っていないこと自体、どう考えてもおかしい。

工藤 法律的にはどうですか。

安福 報道されているように、「越後交通」が秘書として出向している社員に対して給与を払っているのであれば、「政治献金」として扱われます。真紀子さんが企業に秘書給与を封筒ごと渡したのであれば、形式上は秘書から企業への「寄付」があったと考えるしかない。そうでなければ、企業に給与袋を渡す法的根拠がありませんから。問題となるのは、国からの秘書給与がぐるりと回って真紀子さんのポケットに入り、

「悪いわね、あんた」と言って、秘書に5万円だけ渡されていたとしたら、形態としてどう扱うか。事実が判明しないとわからないけど、おそらく詐欺に近いんじゃないかな。秘書給与という名目で国にカネを支払わせているわけですからね。それに、政治資金収支報告書にそういった事実が記載されていない場合、規正法違反にも問われま

すね。
小川 今の安福さんのお話ですと、最初に解決すべき問題は、国が払っている政策秘書の給与がだれに対するものなのかをハッキリさせよ、ということですよ。私も同感です。秘書本人がちゃんと税務申告をして、本当に自分の意思で議員に寄付をしたいならばすればいいわけであって、それはご自由にと。ただし、本当に本人の意思であればの話ですがね。大切なのは、支払われた秘書給与は、あくまで「越後交通」の従業員個人のものだということです。自分のファミリー企業からの出向社員だから、「あなたの給与は私のものよ」ということではない。従業員は奴隷ではないですから、秘書の給与も企業の財産ではなく、あくまで個人のもの。

その後、個人が自発的に会社に対して「寄付」（非課税）するならば、企業の雑収入でいいですよ。対価なくおカネをもらっているわけですから。寄付金に税務上の損金としての適格性が認められない場合でも、秘書本人が普通の人と同じように個人所得税を払い、越後交通にカネを渡すというなら、それはそれでいいと思います。ただし、あくまで秘書給与に対する税金をそ

こで払っていただかないとおかしいですよ。

尾立 秘書給与に対する所得税は国によって源泉徴収されていますよね。

小川 通常ならば、源泉徴収されるでしょうね。例えば、秘書給与が月60万円だとすると、税金が控除されると、越後交通から別途給料が出ている場合、秘書給与の手取りはおおよそ44万円になる。

尾立 そして、手取りの中から5万円を渡して、39万円を事務所に寄付したという構造じゃないでしょうか。

小川 他に「越後交通」からも正規の収入があるはずですから、自分で確定申告しないといけないわけです。

尾立 整理するとこういうことですね。名目上は、名義を貸した人の個人口座に秘書給与として、ボーナス込みでおおよそ1000万円もらう。その他に「越後交通」からの出向社員ということで、そこからも給料をもらっているはず。それが仮に600万円でしたと。そうすると、総収入は名目上1000万円と600万円を足して1600万円。とりあえず、名義貸しをした人は、この総額に対して所得税を納めなくてはいけません。しかも、多くの場合、2カ所からの給与を足して確定申告すると、税率がアップするんです。ところが、実際のカネの動きを見ると、本人は月5万円キャッシュでもらっていただけだから、秘書給与の取り分は1年でたったの60万円。それを税金に充ててしまうと、おそらく本人の取り分はほとんどない。下手をすると、「越後交通」からもらう正規の給料をも侵食しかねないわけで

す。

林 名義貸しをしても、確定申告をしてしまうと、メリットがなくなるというわけですね。

小川 国が払った1000万円が行きつく先はどこかという、まず名義貸しをした人間に600万円。税率を30%とすると、地方税も含めて40%になりますから、税金分が400万円。つまり、およそ半分くらいがだれの手元にも行かずに税金として回収されてしまう。現実そんな無駄なことをする人がいるのかと疑いたくなるわけです。

尾立 ちらりと記事で読んだんですけれども、越後交通は、秘書に対して税金分を上乗せして払っていたとか。

小川 それじゃ、またその部分に関してさらに税金がかかりますね。

尾立 そうですね。

工藤 けれども、何でそんなことをするんですか。企業から見ると、600万円払うぐらいなら休職にさせておけば何も問題は起こらないじゃないですか。

尾立 でも、先月まで600万円払っていたものを、秘書になったからといっていきなり1000万円まで上げるというのは、企業内の論理としては難しいでしょうね。

「価値がないものに国から大金を払うのはおかしい」(小川)

工藤 公認会計士の立場から見て、真紀子氏のやったような「操作」は、監査上問題にならないのですか。

小川 監査について誤解があると思うん

です。われわれは、支出が正しいとか正しくないということを一義的には判断しないんですよ。監査においては、不当なものであっても、100万円の支出をしたときに、100万円出しました、と会計報告してあれば問題ない。公的なルールがなければ、良いか悪いかは判断できないというのが会計の原則なんです。では、どなたかが、政治資金に関する会計ルールを決めてくださっているかということ、だれも決めていないんです。だから監査できない。政党助成金に関しては、「こういう報告をします」という単純な会計ルールがあって、政治資金収支報告書に記載された内容と、政治家が実際にやっていることに違いがないかをチェックしているだけ。そのルールの部分を、これからどう改善していくかが重要になってくると思います。

工藤 具体的にどういう会計ルールをつくらばいいんですか。

小川 どこにフォーカスを当てるかで変わってくると思うんですよ。企業の場合、サービスを提供しないでおカネをもらえば「雑収入」になりますから、その分をきちんと税務申告してください、これで終わりなんです。ただ、それを政治家に当てはめても問題は解決しない。問題点はそこではなく、政治家サイドにある。

ですから、会計ルールということでは、政治家を1つの単位としたときに、その人にかかわる支出入、財産状況をどう把握するかが重要です。政治家個人の場合には、個人のカネなのか、政治資金なのか、ないしは政党のカネを個人として使ってい

るのか。大きく分けて3つあります。その実態把握から始めないといけない。

尾立 それが難しい。政治家はおカネに対して、とりわけ税金に対する感覚がないというのが私の実感なんです。企業にお勤めの方はその辺を厳しくやられているんですが……。

小川 もしも、真紀子さんが本人の能力に比べて秘書としての給与が高すぎるので出向元に返還させるというのなら、それだけの価値がないものに、なぜ国は100万円もの大金を払わなければいけないのかということですよ。おカネを払っているのは国会議員ではなく国すなわち国民なんです。これだけ財政赤字だと言われているのに、価値がないものに対して多くのおカネを払うというのは、一種の犯罪行為ではないでしょうか。企業が同じことをしたら間違いなく責任を問われますからね。

工藤 やはり倫理観の問題を考えざるを得ない。

安福 秘書給与の流用は、例えば議員の奥さんが公設秘書になって秘書給与を取っているなんていうのは、常識のように行われている。政治家の立場から見ると、自分を支えてくれる家族がなければ政治活動ができない。一番の味方であり、なによりも一番の戦力は身内である。そういう意味でいえば、奥さんが秘書であろうが、弟が秘書であろうが、それは別に問題はないと思うんです。でも、活動していない人間に公設秘書という名目で、国から給料を払わせて、結局は秘書に渡らないで政治家個人が自分のポケットに入れているんだとすれ

ば、それは明らかに詐欺です。

工藤 それはすごくわかります。ピンハネ問題で難しいと思うのは、秘書の数が本当に足りていないということなんです。本気でがんばっている秘書さんたちに聞いても、まともな政治活動をするために、秘書とその経費はやはり10人分ぐらい必要だと口を揃える。

安福 それは法律や会計の問題だけではなく、政治家のモラルの問題であり、倫理観の問題です。けれども、逆に言うと現在の秘書制度は、今の秘書給与では秘書さんを全員賄えないという現実をみんなが承知して、仕方がないという合意の下でやっているわけです。そこをあいまいにして議論をするから、この程度（のピンハネ）はしようがないという、暗黙の掟が生まれてしまう。辻元さんの考え方は、まさにその典型。「ダブルスタンダード」の典型だと思うんです。すべてを法律でぶった切れるわけでもないし、また、ぶった切ることが僕は正しいことだとは思っていません。

しかし、今やダブルスタンダードが通らない時代に入ってきている。少なくとも、大衆はそうです。政治家自身も今やっとそれを自覚しはじめていると思います。

工藤 秘書を規定する法律が足りないから、こういった不正流用が起こるといふ意見もありますが。

安福 それは少しピントがずれているのではないかと。政治資金規正法にも言えることだけれど、規制を強化することばかり議論されている気がします。規制を強化するのは結構だけれども、本当にそれで立ち行

くのかということだれも真剣に議論していない。

例えば、政党助成金を増やしたのは、そもそも政治資金規正法を厳しくしたからです。ところが、政党は地方支部を山のようにつけて、昔と同じように企業からの献金を受けている。要するに、今までの実態を守りながら、スタイルだけ変えていく。政策秘書も同じです。「議員の政策立案能力を高めなくてはいけない」という理想に向かって、法律を作ろうとしている。タテマエとして、政治資金規正法を厳しくするのはいいけれど、だれも本気でやれるとも思っていないし、やる能力もない。マスコミや学者さんも「いや、そんなことを言っただけで政治家はカネがかかるし、大変だよ」と認めちゃっているわけです。

「政治資金収支報告書を公的監査の下に」 (安福)

工藤 結局は「ルール作り」と「透明性の確保」に尽きるようです。

安福 僕が一番言いたいのはそこなんです。政治資金報告書を公的監査の下に置け。要するに立入調査をするべきだということです。監査結果を全部報告しろとは言わないけれども、報告する幅を決めろ。少なくとも秘書の給与、人件費については全部公開すべきです。金融機関も、民間企業も、個人も、経済活動をしている人たちは、みな徹底的に公的監査を受けているんだから。なぜ政治家だけが蚊帳の外なのか。もっと言うと、公的監査のない会計

処理に正しい処理を求めたって、それはほごだ無理なことだと。

林 そうですね。まずは情報を開示する制度を作らないと。収支報告書は、要するに現金の入り払いだけなんです。いわゆる企業上で言うと、キャッシュフロー計算書の要素だけ。企業上にはB/S（貸借対照表）とかP/L（損益計算書）というのがあるんですが、そういう視点を入れた方がいいと思うんですよ。何でもかということ、たぶん一般の国民は、どうも政治家は不正蓄財しているんじゃないかな、と思っているわけです。そういう思いがあるから、加藤さんのような事件があったときに「道義的責任」という話になる。

資金繰りだけ見るとわかりやすい。例えば今借り入れると、資金収支表上は「収入」になる。借り入れをするとおカネが入ってくるから収入側に立つことになるわけですが、これは企業会計の観点からいうと全くおかしい。一時的に借りただけだから「負債」なんです。いつまでたっても「負債」が表れないから、借りたおカネを返さなくてもわからない。その辺で不正蓄財とかいんな問題が出てくる。ちゃんとP/Lさえつくらせれば不正蓄財はできないはずなんです。たぶんその辺が開示制度の一番のポイントかなと。

尾立 政治資金収支規正法に基づく政治団体の収支報告書を実際につくっている立場から、お話をさせていただきます。収支報告書は、選挙管理委員会に1年間の収支を報告しなければならないんですが、企業会計に比べて非常にずさんな形につくられ

ていると思います。企業会計の場合、先に支出があって後からカネが入ってくるということは普通ありえない。また、預り金か借入金か、前渡金か仮払金か、未収金か未払金かといった資産の賃借が明らかでないといけません。ところが、収支報告書の場合は、どこから・いくら寄付かということが最も大事で、入りと出だけを記せばよく、時系列的なことや賃借対照表は、問題ではないんです。

それともう1つ、安福さんがおっしゃるように、公的な「監査」がないことは大きな問題です。領収書と記載されている項目が合っているかどうかのチェックだけで済んでしまう。これはまだいい方で、資金収支報告書に本当に全部掲載されているのかどうかという、もっと大きな疑問点もある。おそらく相当省かれているんじゃないかと。

工藤 省かれているというのはどういうことですか。

尾立 まず、大きく分けて政治家には「ポケット」が2つあるんです。政党は小選挙区ごとに（比例区だったら地区ごとに）支部を持つことができます。自民党でいえば、全国で7000カ所近い支部があるということになっています。しかし、日本に小選挙区はそもそも300区しかないんです。それがなにを意味するかというと、いろんな方が政党支部と名乗って「ポケット」をつくっているということです。もう1つ、個人の資金管理団体という「ポケット」もある。これはだれでも自由に作るができる。

何が大きな違いかといいますと、政治資金規正法上、企業や労働組合、団体等からの寄付を受け入れることができるのは、政党の支部だけなんです。これが今までの寄付金の扱いとの違いでして、以前は個人の「ポケット」に企業からの寄付金を入れることができた。しかし、個人の「ポケット」に企業からの寄付金を入れることができなくなったので、政治家は政党支部をたくさん作りだし、個人のポケット代わりに使っている。自民党に限ったことではなく、民主党も少し多めで、439カ所の支部をもっています。

もう1つ、政治家の資金源としては、これまでも話題に上がった「政党助成金」があります。かなり厳しい用途制限があるんですけども、監査があるかということ、これも今のところ支部レベルの内輪の監査だけで、公的な監査のない状況です。この2つの「ポケット」のうちで、一番自由に使えるのは個人の政治資金管理団体の「ポケット」ですね。実質用途に制限がないような状況なので、入ってきたものをいかように使っても、だれからもあまり言われない。

小川 私もそう思います。錬金術の基本は、「ポケット」の数を多くすることなんです。いろんな「ポケット」があると捕捉できない。右のポケットに入っていたのが、いつの間にか左のポケットに移っている。先ほど話に出た3つのルートを1つのポケットに集めてあげないと、いくら収支報告をさせても本当のところはわからない。抜け道はたくさんある。

尾立 それなのに、今の政治資金規正法は、すでに申し上げたように個人と企業の2つに分ける考え方です。

「政治資金の『名寄せ』はかなり難しい」 (尾立)

工藤 政治資金の流れを把握するためには、実際どうすればいいんですか。

小川 ルール作りですね。例えば「後出し」の問題。日本の税務申告では、間違いが見つかったとき、人に指摘される前に自発的に申告修正をすれば、これは自発的な修正ということでペナルティーも軽い。逆に、税務調査で指摘されてから「ごめんなさい、間違えていました」ということになると、非常に多くのペナルティーが課される。ところが、政治家の場合には、収支報告書を追加修正すればいい。これはおかしい。「後出し」は約束違反というのが日本の一般的なルールなのだから、法律を決めた人たちこそ守っていただかないと。民間なら1億円以上の申告漏れは刑務所行きもある。政治家にも同様の罰則を適用すべきです。

つまり、マネーロンダリングの議論を応用すればいいんですよ。マネーロンダリングを取り締まりたいときに一番最初にやるのは「名義貸し禁止」です。あとは、罰則を厳しくする。マネーロンダリングに参加した人たちは、社会から永久に葬り去られる。政治の世界であれば、立候補資格を失うというようなことです。少なくとも10年間は立候補できないことにするなど、ペナ

ルティーを重くする以外に解決する方法はありません。

工藤 単純に考えて、個人というポケットをなくしたらだめなんですか。

尾立 政党がある人はともかく、無所属の人は政党のポケットがないわけです。個人のポケットしかつけれない人は企業から献金を受けられないので、著しく不利になってしまう。

工藤 でも、現状としては、政党がある人が個人のポケットもつくっているわけです。だから、政党がある人は個人のポケットをつくるのは禁止すればいい。

小川 それはわかりやすいですね。

工藤 ただ、政党支部だけでも7000ヵ所ある。それを連結決算にするという話でしたが、全部まとめることができるんですか。

尾立 実務は大変ですよ。政党支部の代表者は議員（あるいは候補者）がなるから、1つにまとめるのは実務としても簡単です。ところが、個人の資金管理団体というのはだれの名前でも作れる。代表者の名義を議員とは別にすれば、「名寄せ」することは不可能になります。会計を連結したくても連結のしようがないということになるわけですね。企業における子会社と違って、いくら出資している登記がないから、足がつかない。

林 それは資金の流れから捕捉するしかないんじゃないですか。

工藤 しかし、それを捕捉するというのは大変でしょう。

林 ただ、参考までに、倒産した米国のエネルギー商社・エンロンは、数千社もの

子会社を持っていましたが、きちんと監査が入っていましたよ。

小川 でも、エンロンは会計監査の報酬として、三十数億円を監査法人に払っている。政党助成金の監査費用も、同じようにやったらそのくらいはかかる。現実的にいって、国や政党がその報酬を負担するのは不可能なのではないですか。

林 なにも隅から隅まで監査の対象にせずとも、抽出監査でもいいわけですよ。

小川 たぶん、すでに抽出監査でやっているはず。ただ、それでも満足な結果が得られるとは思えませんね。例えば、どこかの飲み屋の領収書が提出されたとき、それは個人的支出か、法人としての支出か、だれにもわからないでしょう。キャバレーですら、「これも大事な接待だ」と言われたら、会計士では手が出ませんよ。

工藤 税金が入っているのだから、会計検査院がやらねばならないという気がするんですけども。

小川 おっしゃる通りです。一番の論点は、政治家に渡された国民の税金が、本当に有効に使われているのかどうかということ。それを判断するのは会計検査院でなければいけない。外部の第三者が「このおカネは無駄ガネでしょう」なんて言い始めたら、それはルールではなくて個人の感覚になっちゃうわけですよ。感覚は十人十色ですから。

尾立 ここだけでもこんなに違いますしね。

林 ただ、財政的に難しい面もありますね。

工藤 イギリスの制度にならって、政党が主体になって政治をやるべきだと主張する人もいます。政治家は政党助成金の範囲内で活動することとし、個人個人にカネ集めをさせない。政党はガラス張り、収支報告が義務付けられているし、会計監査院の対象にもなっているから、簡単にはごまかせない。

小川 憲法的には、現在どう整理されているんですか。そもそも日本の政治というのは政党政治なのか、地域を代表する人たちによる政治なのか。

尾立 政党政治の方向に持っていこうとしている最中。今はまだ「無所属」が残っていて、だれでも立候補できる。

小川 憲法的には政党政治ではないわけですね。

尾立 ……と言われている。今のところ、政党に属さず立候補する自由を残しておくかないといけない。

小川 となれば、完全にイギリス型の政党政治を導入するためには、前提として国民的なコンセンサスが必要ですよ。つまり、憲法改正というプロセスが不可欠だと。

工藤 政党はだれでも作れるわけだから、個人で政党を名乗ってもいいわけでしょう。

尾立 そうですね、個人で政党を名乗るのは構いません。そのかわり、政党助成金は得られないですよ（注・政党助成法上、5人以上の国会議員を有しない政党は助成金を申請することができない）。

小川 なるほど。それはごもっともです

ね。

林 もうひとつ疑問点があるのですが、政治家はどこで税金がかかるんですか、課税所得のどの部分が税金の対象なんですか。

尾立 本人の給料だけです。給与、賞与だけです。その他集めた部分というのは税金がかからない。

小川 今のお話ですと、今、みんなが政治活動をやるんだと言って……。

尾立 極端な話、政治資金管理団体をつくって集めちゃえばいいわけですね。

小川 例えば個人が後援会をやったときも、そこに入れてもらえばいい。

林 おかしな話ですね。

安福 やはり、議員自身の公開責任、説明責任をきちんとルール化し、基準を明確化すべきだと思います。

(司会は工藤泰志・言論NPO代表)